

令和5年度 一般会計歳出 第10款1項1目建築行政総務費 12節委託料			
受付番号	種目番号 -	連絡先	委託担当 建築局 建築指導課 建築安全担当 電話 671-4539
設 計 書			
1 委 託 名	<u>特定建築物等の定期報告対象建築物調査業務委託</u>		
2 履 行 場 所	横浜市内 <u>横浜市建築局建築指導課</u>		
3 履 行 期 間	■期間 契約締結日から令和5年12月22日まで または期限		
4 契 約 区 分	<input type="checkbox"/> 確定契約 <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約		
5 その他の特約事項	<u>別添仕様書のとおり</u>		
6 現 場 説 明	■不要 <input type="checkbox"/> 要 (月 日 時 分 場所)		
7 委 託 概 要	(1) <u>建築物調査業務</u> (2) <u>データシート等作成業務</u> (3) <u>打ち合わせ協議</u>		

8 部 分 扱

□する

■ しない

部 分 払 の 基 準

委託代金額

(概算金額)

內訛業務価格

消費税及び地方消費税相当額

内　　訳　　書

業務内容	数量	単位	単価(円)	金額(円)	摘要
直接調査費					
1 建築物調査業務					
(ア) エリア調査	(120)	件			
(イ) 検査済調査	(70)	件			
2 データシート等作成業務					
データシート等作成業務	(190)	件			
3 打ち合わせ協議					
業務着手時打ち合わせ	1	回			
中間報告	1	回			
成果物納品時報告	1	回			
小計					直接調査費合計
諸経費	1	式			
合　　計					
委託価格					
消費税及び地方消費税相当額					消費税10%
委託代金額					

※概算数量の箇所は、数量及び金額を()で囲む

特定建築物等の定期報告対象建築物調査業務委託仕様書

横浜市建築局
建築指導部建築指導課

1 本業務委託の目的

既存建築物の安全確保を図るため、建築基準法第12条に基づく定期報告が必要となる建築物の所有者等に対しては、その提出を求める通知を送付している。しかし、既存建築物の利用形態が変更されると、これに伴い当該建築物の定期報告の対象に係る判定も変更になることがあるため、現況の利用形態に基づいて対象を把握することが必要である。

以上を踏まえ、本業務委託では、現況で定期報告の対象となる既存建築物を特定、把握することを目的とする。

2 履行期間

契約締結の日から令和5年12月22日まで

3 本業務委託の内容

本市が指定する調査エリア（別添資料1：調査エリア図参照）及び令和3年に検査済証が交付された建築物（別添資料2：検査済証等交付建築物リスト参照）のうち、定期報告の対象となる可能性のあるものを抽出し、現地調査及び建築物の所在する敷地の地名地番と登記事項の調査を行う。また、これらの情報について、本市が提供する参考様式（別添資料3：データシート参考様式参照）に基づいてデータシート化を行う。

具体的には、以下(1)、(2)及び(3)の業務を行うこととする。

(1) 建築物調査業務

①調査対象

ア 本市が指定する調査エリア（おおむね120棟分）

提供資料：対象エリアの建物登記情報「別添資料4：登記情報データサンプル」

イ 令和3年に検査済証が交付された建築物（おおむね70棟分）

提供資料：「別添資料2：検査済証等交付建築物リスト」及び建築物情報データ

※調査箇所は別途協議。

②調査方法

提供資料に基づき、定期報告が必要となる建築物について現地調査を行い、外観や看板等を基に建築物の階別の用途等を調査する。また、この調査による情報を反映し、定期報告の対象に係る判定を確定する。

(2) データシート等作成業務

建築物情報データ、(1)建築物調査業務で得られた情報及び判定結果を整理し、データシートを作成する。データシートは、別添資料3：データシート参考様式に基づいてMicrosoft Excelにより作成すること。なお、データシート作成に際し、3(1)①ア及びイのデータはそれぞれ別のMicrosoft Excelファイルにて作成すること。

また、定期報告が必要及び必要となる可能性がある建築物について、所在地のプロット地図(S=1:1500程度)を作成する。なお、データシートとプロット地図は番号で紐付けができるようすること。

加えて、本市が提供する登記情報データ（別添資料4：登記情報データサンプル参照）に基づき、定期報告が必要となる可能性のある建築物の所有者の氏名及び住所（地番・家屋番号と住居表示）、郵便番号等についてデータシートに整理する。

なお、データシートを作成する際は、各種情報をソート、抽出することが可能なものとする。

(3) 打ち合わせ協議

受託者と本市で協議の上、適当な日時を決定し、業務着手時及び成果物納品時に打ち合わせ並びに中間報告を行う。中間報告では、受託者が本業務の履行状況等の報告を本市に行う。

4 成果品

本業務終了後、以下の成果品を、電子データを記録媒体(CD-R)で記録したもの1部を提出すること。なお、成果品、作成した資料及びその著作権は横浜市の所有とする。

- (1) 本調査業務の結果の概要を記載した報告書
 - ・業務名、履行箇所、契約期間、委託者及び受託者、調査の時期等
- (2) 本業務により作成したデータシート
 - ・建物名称、定期報告書の判定（要・否・不明）、所在地（住所、地名地番、家屋番号）、階別用途と登記上床面積、所有者名、所有者郵便番号・住所、備考等を記載したもの。
- (3) 情報精査を行った建築物のプロット地図（定期報告対象判定の要・不明判定の建物）

5 準拠する関係規定

本委託業務の実施にあたり、設計図書及び本仕様書によるほか、以下の関係規定に準拠して行うものとする。

- (1) 委託契約約款
- (2) 個人情報取扱特記事項
- (3) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

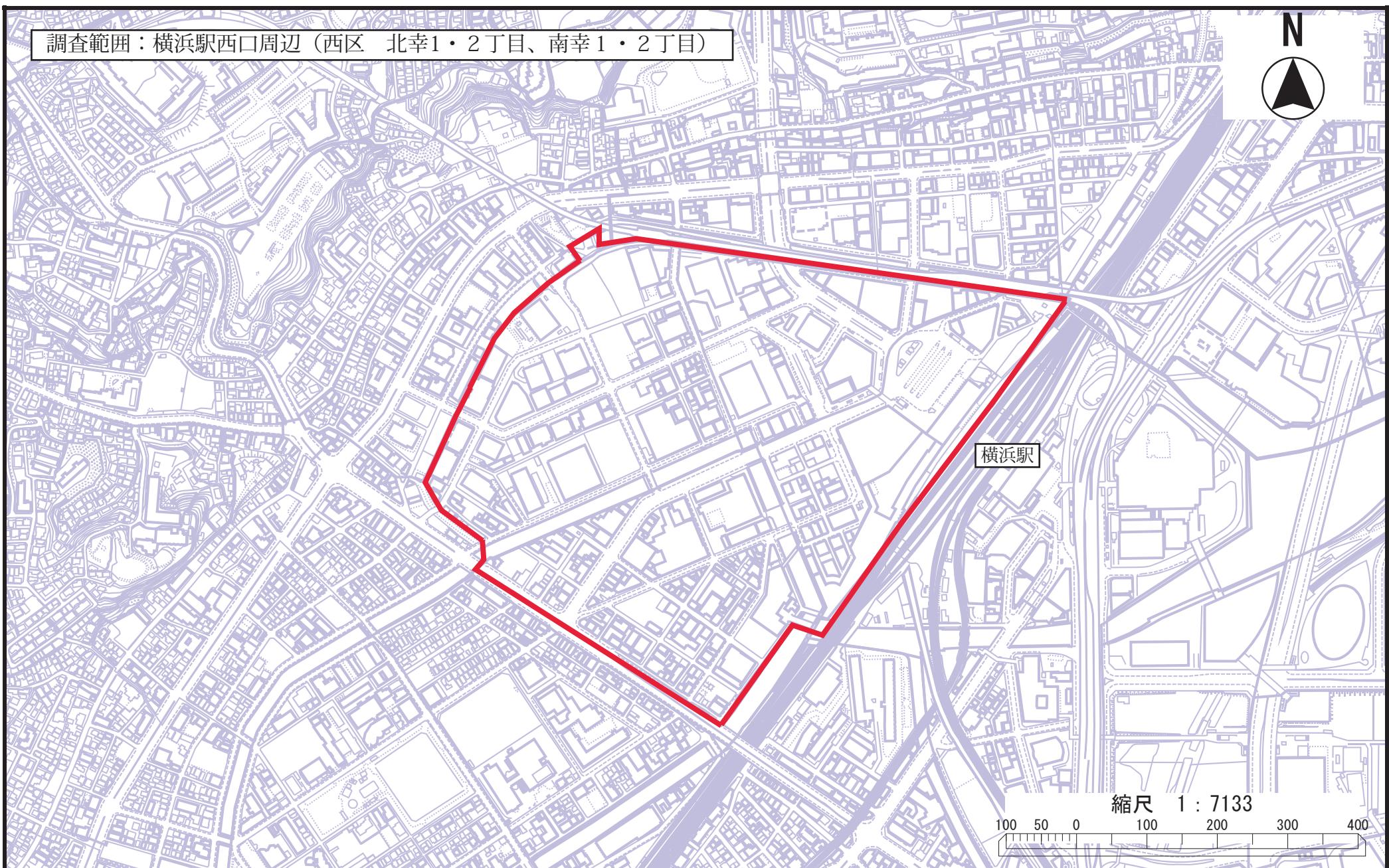
6 留意事項（注意事項）

- (1) 本調査業務の遂行にあたっては、業務目的を十分満足するよう、適宜担当職員と協議、検討及び必要事項の報告を行うこと。
- (2) 本市が提供するデータ（個人情報に関するものを含む）について、以下を遵守すること。
 - ア 電子データについては、電子媒体（CD-R等）を用いた手渡しでのやり取りのみに留め、Eメール等ネットワークを媒介したやり取りを行わないこと。
 - イ 個人情報を含むデータを電子媒体（CD-R等）により受け渡す場合は、パスワードで保護すること。紙媒体により受け渡す場合は、紛失等による流出を防ぐための措置を講ずること。
 - ウ 業務履行後、横浜市が提供した電子データ及び紙媒体を速やかに返却すること。
また、業務履行に当たり複製等を行ったデータについては、紙媒体のものは速やかにシュレッダーで裁断し、電子媒体のものは完全に削除する等の処置により適切に破棄を行い、その旨を担当職員へ報告すること。

- (3) 現地調査時は、以下の点に留意すること。
 - ア 受託者は、調査に先立ち調査員に対して研修(個人情報に関するものを含む)を行うこと。
 - イ 調査員は、本市が発行する本業務委託の調査員であることの証明書を携帯すること。
 - また、証明書の管理は受託者が行うこと。
 - ウ 調査員は、調査時等に市民からの問い合わせ等があった場合は適切に対応すること。
 - また、調査員は、トラブルがあった際は速やかに業務責任者に報告のうえ対応を協議し、業務責任者は遅滞なく担当職員にその旨を報告し、必要な指示を受けること。
 - エ 調査時の行動や服装には十分に留意し、市民に誤解を与えないよう努めること。
 - オ 調査中は、書類の混入や紛失が発生しないよう十分に注意すること。
- (4) 受託者は、業務上知りえた秘密を、履行期間中だけでなく、履行期間終了後も守らなければならない。
- (5) 通信費、交通費、郵送費、事務用品費等の事務経費については、受託者の負担とする。
- (6) 受託者は、業務の実施に当たり、作業員に対する労働基準法、労働安全衛生法及びその他関連法規に関する一切の責を負うこと。

以上

別添資料1：調査エリア図



別添資料2：検査済証等交付建築物リスト

別添資料3:データシート参考様式

番号	地区	連番	対象物名称	住所	建築面積	延べ面積	要・不要・不明	物件所有者郵便番号	物件所有者(法人名)	物件所有者	所有者住所	物件所在地	登記家屋番号	①種類	階層	登記延べ面積	備考																							
																	地下2階		地下1階		1階		2階		3階		4階		5階		6階		7階		8階		9階		10階以上	
																	用途	面積	用途	面積	用途	面積	用途	面積	用途	面積	用途	面積	用途	面積	用途	面積	用途	面積						
1	2	〇〇ビル	〇区〇一丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	要	000-0000	有限会社 ○○商店	建物所有者	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号	横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇	料理店・喫茶店	地下〇階付〇階建	〇〇			不明	〇〇	居酒屋	〇〇	空室	〇〇	居酒屋	〇〇	料理店	〇〇															
2	3	〇〇ビル	〇区〇一丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	要	000-0000	株式会社 ○〇ビル	建物所有者	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号	横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇	店舗	地下〇階付〇階建	〇〇			不明	〇〇	遊技場(ハチンコ)	〇〇	遊技場(ハチンコ)	〇〇	遊技場(ハチンコ)	〇〇	不明	〇〇															
3	6	〇〇ビル	〇区〇一丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	不要					横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇	店舗・居宅	地下〇階付〇階建	〇〇			空室	〇〇	消費者金融	〇〇	遊技場(麻雀)	〇〇	4Fダンス教室	〇〇	5F配膳人紹介所	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇					
					判定対象外					横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇	遊技場	地下〇階付〇階建	〇〇				〇〇		〇〇		〇〇																			
4	9	〇〇ビル	〇区〇一丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	要	000-0000	株式会社 ○〇	建物所有者	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号	横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇 鉄筋コンクリート造陸屋根地下〇階付〇階建の内北側	店舗	地下〇階付〇階建	〇〇			不明	〇〇	飲食店(マック)	〇〇	飲食店(マック)	〇〇	飲食店(マック)	〇〇																	
					要	000-0000	有限会社 ○〇プロバ	建物所有者	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号	横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇 鉄筋コンクリート造陸屋根地下〇階付〇階建の内北側	事務所	地下〇階付〇階建	〇〇				〇〇		〇〇		〇〇		〇〇																	
5	10	〇〇ビル	〇区〇一丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	不要					横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇	店舗	地下〇階付〇階建	〇〇			遊技場(ハチンコ)	〇〇	レンタルビデオ居酒屋	〇〇	レンタルビデオ	〇〇	レンタルビデオ	〇〇	不明	〇〇															
6	11	〇〇ビル	〇区〇一丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	要	000-0000	〇〇 株式会社	建物所有者	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号	横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇 鉄筋コンクリート造陸屋根地下〇階付〇階建の内北側	店舗	地下〇階付〇階建	〇〇			不明	〇〇	遊技場(ケーセン)	〇〇	遊技場(ケーセン)	〇〇	遊技場(ケーセン)	〇〇	不明	〇〇															
					要	000-0000	有限会社 ○〇	建物所有者	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号	横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇 鉄筋コンクリート造陸屋根地下〇階付〇階建の内南西側	店舗	地下〇階付〇階建	〇〇				〇〇		〇〇		〇〇		〇〇																	
7	12	〇〇ビル	〇区〇一丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	要	000-0000	有限会社 ○〇	建物所有者	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号	横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇	店舗	地下〇階付〇階建	〇〇			不明	〇〇	遊技場(ケーセン)	〇〇	遊技場(ケーセン)	〇〇	遊技場(ケーセン)	〇〇	〇〇	〇〇															
					要	000-0000	有限会社 ○〇	建物所有者	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号	横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇	店舗	地下〇階付〇階建	〇〇				〇〇		〇〇		〇〇		〇〇																	
8	13	〇〇ビル	〇区〇一丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	要	000-0000	〇〇 〇〇(個人)	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号	横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇 鉄筋コンクリート造陸屋根地下〇階付〇階建の内南〇階	店舗			〇〇						スナック	〇〇																				
					要	000-0000	株式会社 ○〇〇	建物所有者	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号	横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇 鉄筋コンクリート造陸屋根地下〇階付〇階建の内南〇階	店舗		〇〇					スナック	〇〇																					
					要	000-0000	〇〇 〇〇 持分〇分の〇	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号	横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇 鉄筋コンクリート造陸屋根地下〇階付〇階建の内南〇階	店舗		〇〇					スナック	〇〇	スナック	〇〇																				
					要	000-0000	〇〇 〇〇 持分〇分の〇	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号																																
					要	000-0000	〇〇 〇〇 持分〇分の〇	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号																																
					要	000-0000	〇〇 〇〇 持分〇分の〇	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号																																
					要	000-0000	〇〇 〇〇 持分〇分の〇	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号																																
					要	000-0000	〇〇 〇〇 持分〇分の〇	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号																																
					要	000-0000	〇〇 〇〇 持分〇分の〇	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号																																
9	14	〇〇ビル	〇区〇一丁目〇番〇号	〇〇 〇〇	不明所有区分用途不明		〇〇ビル 株式会社	建物所有者	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号	横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇 鉄筋コンクリート造陸屋根地下〇階付〇階建の内南〇階	店舗	地下〇階付〇階建	〇〇			バー	〇〇	料理店物販(DVD)	〇〇	物販(DVD)	〇〇	物販(DVD)	〇〇																	
					不明所有区分用途不明		〇〇ビル 株式会社	建物所有者	〇〇市〇区〇〇町〇番〇号	横浜市〇区〇一丁目〇番〇、〇番〇 鉄筋コンクリート造陸屋根地下〇階付〇階建の内南〇階	店舗	地下〇階付〇階建	〇〇				〇〇																							

別添資料4：登記情報データサンプル

更新 フラグ	前回との 比較結果	No.	建物名称	所在地	所在1(区)	所在1(通り・町)	所在1(番地)	不動産番号	町名	番地
		01中区〇〇町_〇〇 01中区〇〇町_〇〇 01中区〇〇町_〇〇 01中区〇〇町_〇〇		横浜市中区〇〇町三丁目 〇〇番地 横浜市中区〇〇町一丁目 〇〇番地 横浜市中区〇〇町一丁目 〇〇番地、〇〇番 横浜市中区〇〇町一丁目 〇〇番地	中 中 中 中	〇〇町三丁目 〇〇町一丁目 〇〇町一丁目 ^中 〇〇町一丁目	〇〇番地 〇〇番地 〇〇番地、〇〇番地 〇〇番地	2.00E+11 2.00E+11 2.00E+11 2.00E+11	横浜市中区〇〇町 横浜市中区〇〇町 横浜市中区〇〇町 横浜市中区〇〇町	
<hr/>										
家屋番号	用途	構造	構造(記載)	階_面積	地上(階数)	地下(階数)	面積(地上1)	面積(地上2)	面積(地上3)	面積(地上4)
〇〇番〇〇 〇〇番〇〇 〇〇番〇〇 〇〇番〇〇	店舗 店舗 店舗 事務所 店舗 居宅	木造 鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート 鉄骨造 鉄筋コンクリート造	〇〇建 〇〇建 〇〇建 〇〇建	150 500 600 1000	4 5 4 3	1	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
面積(地下1)	面積(地下2)	面積(地下3)	面積(地下4)	面積(地下5)	新築時期	経過	所有者住所1	所有者氏名1	持分1	登記受付日1
〇〇							横浜市〇〇区 横浜市〇〇区 横浜市〇〇区	株式会社〇〇 株式会社〇〇 株式会社〇〇 〇田〇雄		昭和〇〇年〇〇月〇〇日受付 平成〇〇年〇〇月〇〇日受付 平成〇〇年〇〇月〇〇日受付
持分〇〇分の〇〇										
所有者住所2	所有者氏名2	持分2	登記受付日2	所有者住所3	所有者氏名3	持分3	登記受付日3	建物名称1	建物名称2	建物名称3
東京都〇〇〇〇〇〇 持分〇〇分の〇〇				横浜市〇〇区	〇〇〇子	持分〇〇分の〇〇				

委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（内訳書及び工程表）

- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

（着手届出）

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

（権利義務の譲渡等の制限）

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（著作権の譲渡等）

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないとにかくわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかくわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかるわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者が協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかつたときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行について従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（1）この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

（2）この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならぬ。

(支給材料及び貸与品)

- 第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならぬ。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。）があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならぬ。
- (設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であつて、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

- (1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。
- (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
- (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
- 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。
- (1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。
、設計図書を訂正する場合
- (2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの 委託者が行う。
- (3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の 委託者と受託者が協議して行う。

個人情報取扱特記事項

(令和5年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市（以下「委託者」という。）がこの特記事項が付帯する契約（以下「この契約」という。）において個人情報を取り扱わせる者（以下「受託者」という。）は、個人情報の重要性を認識し、この契約による事務（以下「本件事務」という。）を処理するに当たっては、個人情報の保護に関する法律、横浜市個人情報の保護に関する条例その他の関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（適正な管理）

第2条 受託者は、本件事務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件事務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件事務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理責任体制、安全対策その他の安全管理措置について、安全管理措置報告書（第1号様式）により委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出した場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者とが協議して決定する。

（従事者の監督）

第3条 受託者は、本件事務の処理に従事している者が本件事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第4条 受託者は、本件事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により個人情報を収集しなければならない。

（禁止事項）

第5条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本件事務に係る個人情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件事務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製（作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを

除く。)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第6条 受託者は、本件事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合には、個人情報の保護に関し、本特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。）との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託（以下「再々委託等」という。）を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件事務に係る個人情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者（会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再々受託者」という。）における個人情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、個人情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託（再委託及び再々委託等（以下「再委託等」と総称する。）を含む。）については、委託者が別に定める事項をあらかじめ委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第2条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

(個人情報が記録された資料等の返還等)

第7条 受託者は、本件事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理するものとする。

(報告及び検査)

第8条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中少なくとも1年に一度、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、原則として作業場所において検査するものとする。

3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第9条 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修実施報告書の提出)

第10条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項、個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び個人情報の漏えい等が生じた際に負う民事上の責任についての研修を実施し、研修実施報告書（第2号様式）を委託者に提出しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託する場合には、再受託者に対し、前項の研修を実施させ、同項の研修実施報告書を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された研修実施報告書を委託者に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第11条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 本件事務を処理するために受託者が取り扱う個人情報について、受託者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件事務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

(第1号様式)

安全管理措置報告書

調査項目	内容						
1 業者名	<input type="checkbox"/> 横浜市競争入札有資格者 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 横浜市出資法人(条例第 条)						
2 業務の作業担当部署名							
3 業務の現場責任者役職名							
4 業務の個人情報取扱者の人数							
5 個人情報保護関連資格等	<input type="checkbox"/> Pマーク <input type="checkbox"/> ISMS <input type="checkbox"/> その他の資格() <input type="checkbox"/> 個人情報関係の損害保険に加入						
6 個人情報保護に関する社内規程等	<input type="checkbox"/> 個人情報の使用、保存、廃棄等に関する管理規程 <input type="checkbox"/> 個人情報漏えい・紛失・滅失・盗難等事故時の対応規程・マニュアル等 <input type="checkbox"/> 個人情報保護について従業員との雇用契約や誓約書等に明記 <input type="checkbox"/> その他の規程() <input type="checkbox"/> 規程なし						
7 個人情報保護に関する研修・教育	<input type="checkbox"/> 個人情報保護に関する研修・教育を実施(年_回／従業員1人につき) <input type="checkbox"/> その他()						
8 個人情報保護に関する点検・検査・監査の方法等							
9 漏えい等の事案の対応規程・マニュアル等の内容	<table border="1"><tr><td>(1) 対応規程・マニュアル等がある場合</td><td>名称</td><td></td></tr><tr><td></td><td>内容</td><td></td></tr></table>	(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称			内容	
(1) 対応規程・マニュアル等がある場合	名称						
	内容						
(2) 対応規程・マニュアル等がない場合	(漏えい等の事案が発生した場合にどのような対応を取るのかについて、なるべく具体的に記載してください。)						

10 個人情報を取り扱う作業場所の管理体制

※ 作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者が、実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。作業を実施機関の施設内部のみで行い、かつ、受託者所有の電子計算機を使用する場合には、(2)電磁媒体の項目、(4)及び(5)を記入してください。

(1) 作業施設の入退室管理	<p>作業期間中の入室可能人数</p> <p><input type="checkbox"/>上記4の作業者のみ <input type="checkbox"/>作業者以外の入室可 (<input type="checkbox"/>上記外 ___名 <input type="checkbox"/>その他)</p> <p>入退室者名及び時刻の記録</p> <p><input type="checkbox"/>なし (施錠のみ、身分証提示のみ等) <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>用紙記入 <input type="checkbox"/>ICカード等によりID等をシステムに記録 <input type="checkbox"/>カメラや生体認証等により特定個人の入退室時刻を記録 <input type="checkbox"/>その他 () <input type="checkbox"/>その他 ()</p>								
(2) 個人情報の保管場所	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電磁媒体</td> <td><input type="checkbox"/>鍵付き書庫 <input type="checkbox"/>耐火金庫 <input type="checkbox"/>専用の保管室</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/>その他 ()</td> </tr> </table>	紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室		<input type="checkbox"/> その他 ()	電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室		<input type="checkbox"/> その他 ()
紙媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室								
	<input type="checkbox"/> その他 ()								
電磁媒体	<input type="checkbox"/> 鍵付き書庫 <input type="checkbox"/> 耐火金庫 <input type="checkbox"/> 専用の保管室								
	<input type="checkbox"/> その他 ()								
(3) 作業施設の防災体制	<p><input type="checkbox"/>常時監視 <input type="checkbox"/>巡回監視 <input type="checkbox"/>耐火構造 <input type="checkbox"/>免震・制震構造 <input type="checkbox"/>その他 ()</p>								
(4) 個人情報の運搬方法	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	紙媒体				電磁媒体			
紙媒体									
電磁媒体									
(5) 個人情報の廃棄方法	<table border="1"> <tr> <td>紙媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>電磁媒体</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	紙媒体				電磁媒体			
紙媒体									
電磁媒体									
(6) 施設外で作業を行う場合の個人情報保護対策 (行う場合のみ記入)									

11 電算処理における個人情報保護対策

※紙媒体しか取り扱わない業務を行う場合は記入不要です。

※実施機関所有のPC、タブレット等の電子計算機のみを使用する場合には記入不要です。

(1) 作業を行う機器	<input type="checkbox"/> 限定している（ノート型___台、デスクトップ型___台） <input type="checkbox"/> 限定していない
(2) 外部との接続	<input type="checkbox"/> 作業機器は外部との接続をしていない <input type="checkbox"/> 作業機器は外部と接続している 接続方法： <input type="checkbox"/> インターネット <input type="checkbox"/> 専用回線 <input type="checkbox"/> その他（ 通信の暗号化： <input type="checkbox"/> している <input type="checkbox"/> していない
(3) アクセス制限	<input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしている IDの設定方法（ パスワードの付け方（ <input type="checkbox"/> ID・パスワード付与によりアクセス制限をしていない
(4) 不正アクセスを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： <input type="checkbox"/> なし
(5) マルウェアを検知するシステムの有無	<input type="checkbox"/> あり（検知システムの概要： <input type="checkbox"/> なし
(6) ソフトウェアの更新	<input type="checkbox"/> 常に最新のものに自動アップデートするものとなっている <input type="checkbox"/> 上記以外（ ）
(7) アクセスログ	<input type="checkbox"/> アクセスログをとっている（ 年保存） <input type="checkbox"/> アクセスログをとっていない
(8) 停電時のデータ消去防止対策	<input type="checkbox"/> 無停電電源装置 <input type="checkbox"/> 電源の二重化 <input type="checkbox"/> その他（ <input type="checkbox"/> なし
(9) その他の対策	
12 外国における個人情報の取扱いの有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されているが、外国のサーバ上で個人情報の取扱いはない <input type="checkbox"/> 外国のサーバ上に個人情報が保存されており、外国のサーバ上で個人情報を取扱っている <input type="checkbox"/> なし ※「あり」の場合は、以下も記入してください。
(1) 個人情報の取扱いがある外国の名称	
(2) 当該外国における個人情報の制度・保護措置等	

年 月 日

(提出先)

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書・誓約書

個人情報の保護に関する法律第66条第2項の規定により準用される同条第1項に定める措置の一環として、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに個人情報の保護に関する法令等に基づく罰則の内容及び漏えい等の事故が発生した場合の民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙(全枚)のとおり報告いたします。

個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱特記事項を遵守し、並びに従事者にも遵守させ、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記事項として、電子計算機処理等の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製版その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。

(2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。

(3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録をいう。

(適正な管理)

第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等(以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全部署その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならない。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委託者と受託者が協議して決定する。

(従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により情報を収集しなければならない。

(禁止事項)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があつた場合を除き、本件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 本件業務を処理する目的以外での利用

(2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)

(3) 作業場所の外への持ち出し

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」という。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に求めなければならない。

3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。

4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじ

め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する受託者による承諾を要しない。

5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。(不開示資料等の返還等)

第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなつたとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。)するものとする。

2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、委託者が負担する。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受託者に対して損害賠償を請求することができる。

(1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。

3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正：令和5年4月1日)